

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年 8 月 7 日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和元年8月7日（水） 午前10時00分から 午前10時12分まで	
開 催 場 所	市役所別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年8月7日(水)
午前10時00分から
午前10時12分まで
市役所別館5階 大会議室(手前)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

埼玉県知事選挙関係

- 議案第70号 啓発宣伝計画の決定について
議案第71号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
議案第72号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
議案第73号 期日前投票所の投票立会人の選任及び通知について
議案第74号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
議案第75号 選挙人名簿から抹消することについて

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田昭司
委員長職務代理	加藤洋子
委員	曾根田晴美
委員	門傳忠二

事務局(3人)

事務局	選挙管理委員会事務局長	渡辺淳史
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高田隆男
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第70号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 議案第71号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第72号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第73号 期日前投票所の投票立会人の選任及び通知について
- ・ 議案第74号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第75号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 埼玉県知事選挙における臨時啓発について
- ・ 埼玉県知事選挙における街頭啓発について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

酷暑の中、定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

去る7月21日執行の参議院議員通常選挙は、委員各位、事務局並びに多くの皆様方の御尽力によりまして、無事に管理執行することができました。厚く御礼申し上げます。

残念ながら投票率は24年ぶりに5割を割ってしまいました。深刻に受け止め、更なる手立てを講じる必要があると存じます。この件に関しましては、明日8日、全体を通して総括を持ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、永住外国人に地方参政権を付与できるよう、公職選挙法の改正を求める請願が出ておりますので、この件につきましても事務局で資料等を集めていただきまして、明日、その内容を説明していただければ幸いです。

私からは以上でございます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

次に、日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市委員会規程第18条の規定によりまして、門傳委員、お願いいたします。

○門傳委員

はい。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第70号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

埼玉県知事選挙関係でございます。

「議案第70号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

高田主幹兼局次長、お願いします。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第70号を御覧ください。

啓発宣伝計画の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

おめくりいただいて、次からは、まず、臨時啓発についてでございます。

掲示につきまして、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、それからポスターの掲示、電光掲示板の掲示をいたします。

文章につきましては、市の広報、市のホームページに選挙のお知らせ。選挙公報につきましては、県で作成したものを朝霞市のホームページから県のホームページに掲載したところにリンクを貼る予定でございます。それが恐らく8月10日ごろの予定でございます。

配布につきましては、予定では8月11日から全戸配布を開始する予定です。その他、ホームページ、ツイッターなどに選挙の関係のお知らせを載せます。若年層対策としまして、大学、高校に啓発物資等の配布を行います。また、広報車による巡回、防災無線による広報を行います。

次、めくっていただきますと、街頭啓発についてでございます。

まず、県から提供されました配布物、ウェットティッシュが1万個でございます。配布の内訳としまして、駅前での合同での街頭啓発、支部ごとの街頭啓発、市の保育園、それから高校・大学に、それぞれ配布する予定でございます。駅前の街頭啓発につきましては、8月22日、午後6時から選挙管理委員会委員の皆様と明るい選挙推進協議会の支部の皆様で、朝霞駅と朝霞台駅、2か所で実施する予定でございます。

支部別の街頭啓発につきましては、支部ごとに8月17日から23日、市内のスーパーマーケットや幼稚園などの前で啓発物を配布していただくという予定になってございます。

啓発、宣伝啓発につきましては、以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。このようにすすめさせていただきます。

(はい。の声)

いいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第71号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、「議案第71号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹兼局次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第71号を御覧ください。

ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を12区画とすることについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。12区画ということで。

(はい。の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第72号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第72号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹兼局次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第72号を御覧ください。

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

めくっていただきますと、朝霞市役所内の期日前投票所、それから、その裏が朝霞台出張所内の期日前投票所の、それぞれ投票管理者と職務代理者の一覧が載っております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし。の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第73号 期日前投票所の投票立会人の選任及び通知について

○細田委員長

次に、「議案第73号 期日前投票所の投票立会人の選任及び通知について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹兼局次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第73号を御覧ください。

期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

めくっていただきますと、朝霞市役所内の期日前投票所と、その裏が朝霞台出張所内の期日前投票所、それぞれにつきまして投票立会人、1日2人ずつの投票立会人が掲載してございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

本件につきまして、何かございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係 議案第74号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第75号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、「議案第74号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第75号

選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第74号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における公職選挙法第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、380人。女、503人。計、883人となっております。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、議案第75号になります。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年8月7日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、698人。女、541人。計、1,239人となっております。

1枚おめくりいただきまして、今、御説明申し上げました、議案第74号と75号の概要についてになります。内訳は先ほど申し上げました数字になりまして、市内転居についての処理につきましては、7月16日までで処理させていただいております。裏面を御覧いただきますと、1投票区から23投票区の内訳が載っております、合計としまして、11万4,784人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第74号につきまして、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第75号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし。の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし。の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり承認されました。

日程第4は終了いたしましたので、何か委員の方から、この際でございますが、何かございますか。

いいですか。

事務局は何か報告事項等ございますか。

○事務局・高田主幹兼局次長

特にございません。

◎5 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。